令和元年度 第1回小郡市総合教育会議 会議録

- 1. 日時
 - 令和元年8月29日(木)午前9時00分開会 午前10時11分閉会
- 2. 場所

小郡市役所 西別館3階会議室

3. 出席者

市 長 加 地 良 光 教育長 清 武 英 昭 教育委員 山 田 英 昭 教育委員 村 橋 理 惠 教育委員 柏 木 和 治 教育委員 島 田 郁 子

4. 欠席者

なし

5. 会議に出席した事務局職員

(市長部局5名)

副市長見 城 俊 昭経営政策部長山 下 博 文経営戦略課長熊 丸 直 樹子育て支援課長木 原 有 希経営戦略課政策推進係長 白 石 和 章

(教育委員会事務局3名)

教育部長黒 岩 重 彦教務課長神 代 美 紀教務課教務係長荒 巻 智 和

- 6. 協議・調整事項及び議事の内容
 - (1) 児童虐待防止対策について

(子育て支援課長) 小郡市の児童虐待の状況と取組みについて説明 (教務課長) 児童・生徒の虐待防止・対応マニュアルについて説明 (教育長)教育委員会と学校の役割を説明したいと思います。虐待の有無などの調査、確認、それからその解決に向けた方針の検討、保護者の相談指導、支援内容を作るのは、専門機関としての児童相談所や市役所の担当課が行うことになります。

では、学校や教育委員会は何をするかといえば、4つのことがあります。1つ目は、学校は早期発見に努めること。2つ目に見つけた場合は、市町村や児童相談所に通告するようにとなっていて、これは義務となっています。必ず通告しなさいとなっています。3つ目に虐待を受けた子どもが保護とか自立支援を受けて元に戻る場合、子育て支援課とか児童相談所などの関係機関に協力して、子どもが復帰できるような取組への支援を行うこと。4つ目に虐待防止のための子どもへの教育ということになっています。

このことから、小郡市において、どのくらいの件数が学校や教育委 員会から市役所などに通告がされているか教えてください。

- (子育て支援課長) 平成28年度の虐待に関する相談の件数については、学校と教育委員会で20件程となっております。平成29年度は12件と下がっていますが、保育園、幼稚園からの相談が多かった状況です。平成30年度は学校と教育委員会で28件となっています。その年によって違いはあるが、学校と教育委員会とが連携されている結果が相談件数の増加ということになっているのではないかと思っています。
- (委員)子ども総合相談センターができたことにより、相談件数とかが増えて良いと思うが、平成30年度が1,387件で365日働いたとして、1日当たり3.8人の相談があっている。土日を除くとかなりの相談があっているのではないかと思う。相談を受けられる方は、特定しているかどうかを教えてほしい。そして、何人いるのかということと、児童虐待の対応の流れで、以前は、児童相談所はなかなか引き受けてくれなかったことについては、現在どのようになっているのかお伺いしたい。
- (子育て支援課長)まず、相談員についてですが、家庭児童相談員は非常勤嘱 託職員が3名であったが、子ども総合相談センターを立ち上げて、この 相談員を昨年4月から常勤嘱託職員にしたことで、週4回から週5回の 勤務体制にしました。あと、子ども総合相談センター全体で1度受けて 相談員につなぐという場合もあるので、ここの子ども総合相談センター の相談員3人以外に、発達に関する相談員が常勤嘱託職員で1名、母子、

父子に係る相談員が非常勤嘱託職員で1名いまして、専門の職員は5名います。

虐待に関する職員は家庭児童相談員が専門でいますが、この相談件数 を受けるものは5人いて、不在の場合は私も相談を受けたりしています。

次に児童相談所の対応件数も、特に心理的虐待は警察からの通報も増えています。直接、警察から児童相談所に連絡が行く場合も市の対応件数と重なっていて、警察から児童相談所に行く場合は、児童相談所の対応も早い状況がある。市が関わっていた人が警察を通じて児童相談所が対応する場合については、2カ所から連絡を受けたということで対応が早くなるということもある。

昨年から全国的にも色々な事件が発生している中で、児童相談所が相談を受けたら、まず児童相談所が動くということをしないといけないというところは、昨年から今年にかけて変わってきているところです。

(委員)教育委員会に虐待の発見から支援までで質問があります。最終的にケース会議を受けて、在宅指導と施設指導では小郡市はどっちが多いですか。

また、虐待では、子どもだけの場合なのか、母親も含む場合もあるのか。母親が虐待を受けて、子どもが心的影響を受けるという場合もあると思う。そういうのが多い気がする。

- (教務課長)教育委員会では、それについては把握していませんので、担当の 子育て支援課からお願いします。
- (子育て支援課長) DVの傾向が強い場合に施設に入ることが多いが、そこの 家庭にいた子どもも一緒に行くというケースが多い。特に小学生の場合 は学校が変わることになるので、子どもの環境を考えて施設に行くということがあまり好ましくないので、なるべく在宅指導に向けて、児童相 談所等も保護者への指導・支援を行っている。

ただし、関係機関で協議して保護者がまた虐待を繰り返さないような 支援体制を取れないと返さないというのが基本である。件数としては、 施設指導は非常に限られた件数である。施設指導が長引いているところ は、家庭での受入体制が整っていないということがある。

(委員) 資料の中に家庭児童相談室での相談分類があるが、平成30年度で、 これに介入することによって、どれくらいの効果を出されているのか。 それと家庭に戻す場合の目安として、具体的な基準としては、どのよう になっていますか。

それと教育委員会の早期発見のチェックリストで子どもの状況、保護者の状況が書いていますが、これは第3者の意見であって、この中には子ども達自身が言いたいことの記載はない。他県の事件でもアンケートで先生どうにかなりませんかなどの訴えがあったが、具体的に子ども達の意見をどのように吸い上げてあるのかをお聴したい。

(子育て支援課長) 具体的に数字としては、分かるのは相談件数が 1,000 件以上ありながら、虐待の件数は 9 0 件ということで、早期発見というところでいえば、やはり養育のところが 1,000 件以上となっていたのが一番特徴的であるが、この保護者が悩んでいること、困り感を解決、寄り添うことで虐待に至らなかったことがあります。

件数ではないんですが、具体的事例で言いますと、保護者の困り感から子どもに当たっていて、虐待をしていたというケースがあった。困っていることを解きほぐしていくことで、子どもに手を出すということが無くなったいうことがあります。

件数では何件解決というわけではないが、地道な活動ではありますが、 養育、経済面、進学などの家庭の困り感を解決すること、寄り添うこと で、子どもに当たるということが無くなったと考えています。

次に家庭に戻す基準ですが、児童相談所に基準がありまして、家庭、 保護者と関わり市が対応をしていく中で、どういう状態かを確認して、 保護者と面談も行いながら、家庭に戻すタイミングを図っています。

また、保護者が精神障害者に対する手帳を持っている場合や医療的な 支援を受けている場合があるが、そういう場合は医療機関に指示を仰ぎ ながら、判断をしている状況です。

(教務課長) チェックリストについては、学校の先生が子ども達を見たときや 保護者と接したときに気になる部分をチェックすることで、虐待があっ たのではないか把握するためのチェックリストになっています。

子ども達自身からSOSを出してもらうときにどのようなものがあるかというと、学校では月に1回いじめに関するアンケートというのを行っている。いじめに関するアンケートとなると、子ども達がいじめに関する内容しか書くことが出来ないということがある。また、子ども達がいじめと自分自身が思っていない場合は、書けないということもあるため、子どもたちが答えやすいように、学校の方で、「学校に関するアン

ケート」などに変え、内容についてもいじめに特化しないで、状況が分かるように変更している。その中の自由記述の中で、困っていることがあれば、何でも書いてくださいなど、子どもたちが少しでも書きやすいように変更しています。

ただ、子ども達は虐待を受けていても親をかばうというところが心理 的に多いので、子ども達には虐待に対する啓発というか、自分たちが受 けているのが虐待なんだよ、ということを啓発していかなければならな いと考えていまして、今後の課題だと思っています。

- (委員)被虐待児の6割が0歳から就学前までの子どもということで、乳幼児には4か月までに訪問をされて、保育所、幼稚園に行っている子どもについては、先生という第3者の目がありますが、保育所、幼稚園に行っていない子への発見とかについては、何かあるのでしょうか。
- (子育て支援課長) 3歳1か月健診の際に保育所などの施設に通っていない方がいらっしゃいます。その場合は、発達に関する担当職員1名が健診に一緒に入って、子どもや保護者の状況などを確認しています。

また、それ以外でも先ほど支援センターが市内に5カ所あるとお伝えしましたが、そちらの方に来られる方の相談内容で気になる場合は、そちらのアプローチとして、子育て支援課の発達に関する職員と、場合によっては保育所・幼稚園課の職員と一緒に連携しながら、その家庭に入っているところです。

- (委員)根本的に虐待というのは、なぜ起こるのかということと、虐待までいかないようにする防止策とか、それをどうしたら良くなるかという検討をされたことはありますか。
- (子育て支援課長)ケース会議などで、どうして虐待が起こるのかということ を協議しているが、第一に保護者が困っている、何か社会とつながりた いというような背景があると考えている。

先ほど発達と虐待は関係がないことはないという話もしたが、子ども の成長が上手くいかないという自分への怒りやイライラで子どもに当た ったり、本人は虐待と思っていないというケースがある。

やはり、保護者が困っていること、例えば、夫婦間のトラブルが一番 弱い子どもにいくことが多いので、発達に関すること、夫婦に関するこ と、経済に関することなど困り感をなるべく市の方が早くキャッチして、 福祉的な部門につなげる、経済的なところでいえば、社会福祉協議会の 家計相談事業というものがありますので、そちらの方につなげながら、 経済的な支援を一緒に考えるということがある。家庭の背景をまずは探って課題の解決を一緒に考えていくことを方針として持っている。

次に、どうしたら防げるのかというところですが、早く保護者に関わるというところが重要であると思います。色々な入り口があって、0歳から健診に来られる保護者に関わっていくというのが有効だと思います。

また、小学校や中学校との連携については、継続していきますが、未就学児から小学校、まず就学のステップをうまくつながないといけないと思うので、まずは0歳から就学前のお子さんの家庭状況に寄り添っていくというのを一番に考えていかなければならない。

引きこもりや不登校の問題もありますので、現在の子ども総合相談センターの対象年齢は18歳までといっていますが、それ以上の年齢の方についての国や県の支援事業の情報は常に支援センターや子ども総合相談センターから提供できるように体制を整えております。小学校、中学校、その後高校に行ったけど中退したなど、そういう相談を実際には受けるということがあります。そういうところで情報提供をできるように努めている状況です。

(副市長) 去年、機構改革を行って、子育て世代包括支援センター、子ども総合相談センターをつくって、学校と幼稚園などと連携しながら、今の段階では、子どもを危険なところから切り離してやるというのが、児童相談所も含めて、まず入り口となっています。今それが機能してきたと評価しています。

次の段階では、学校と連携してやっていく、あるいは、PTAの保護者と連携していくという課題が出てくると思います。我々世代でいうと一番分かりやすいのが、スポーツ界が体罰の関係で大きく変わってきていて、子ども達にスポーツの大切さを教えていこうという風になっているが、東京オリンピックの時に、皆様方御存じと思いますが、女子バレーボールでは選手達を鍛えて、金メダルを取ったんですが、ああいう教え方で教えられている人が、今、指導者となっている。ところが、今の子どもに合わない。

同じことが家庭の中でも言われていまして、私たちが育ってきた家庭 環境で育ってきた方が親になり、その親たちが子どもを育てる時に褒め て育てるというのが、なかなか経験したことがなく、どうしても叱って 育てるというような社会環境とずれが出てきているだろうと思う。そう すると、何が今後必要であるかというと、切り離すだけではなく、元になっている保護者の方にどうやったら叱らないように、あるいは褒めて育てるのかということを少しトレーニングしていくことが、今後の行政課題として挙がっていくのかなと思います。

その場合、学校とも連携していかなければならない。PTAのいろいろな活動の中にも、講習会などの取組を進めていって、少しずつ今求められている社会に親も子どもも合わせていくという取組が今後必要になっていくのではないかと思っています。

ただ、今は命に関わることが優先ですので、まずは児童相談所と一緒に要保護児童対策地域協議会を通して、きちんと子どもを育てられる環境のところにどうやって繋げて行くのかということが大事であります。 先ほど、委員も言われましたけれども、今後の課題としては、そこまで取り組んでいく必要があると認識を持っております。

(教育長) いろいろな御意見をいただきましたが、小郡市において、過去に学校で虐待を見つけて、児童相談所に電話して、児童相談所がすぐに来られて、子どもを隔離するということがありました。その後、学校に親からのクレームがあったというような事案がありました。今回、教務課長が先ほど説明したマニュアルを市でも整備し、昨年度末に全小中学校でも整備できました。

そして、子育て支援課長からも校長会の中で、市の取組を説明してもらったので、学校が直接、児童相談所に連絡するということは無くなりました。

市の方に連絡し、市と連携して対応するというシステムができました ので、件数の方もどんどん増えていくのではないかと思っています。こ のような体制がスタートしているという状況になっています。

2つ目に保護者などがいきなり怒鳴り込んできたときに学校がどのような対応をとるかという問題があります。そういう場合は、警察OBのスクールサポーターという方がいて、その方に応援をお願いして、色々な場面に同席してもらうということが可能となりました。教育委員会の場合も学校の場合も、保護者と話をする場合には、スクールサポーターや市と連携して、取り組んでいるところです。

副市長から出された保護者への啓発の課題ですが、子育て支援課を中心にお願いすることになると思いますが、教育委員会では、虐待を受ける子どもが、それを虐待と思うかどうか。先ほど教務課長も言いましたが、子どもに対する啓発をどうするのかというのがあります。これは課

題ですが、NPOの団体が学校に出向いて、子どもの安全、安心を啓発するという取組を行っています。例えば、友達に嫌なことをされたらどうする、知らない大人に怖いことをされたらどうする、信じていた大人に嫌なことをされたらどうする、信頼する大人に相談してみよう。そういうことがあった場合にどうするか。これは実はアメリカの保護者からの性的DVに対するノウハウを積み上げた団体が子どもを守る取組ですが、そういう中で子どもへの教育、啓発の部分で、実際、小郡市の小学校で4、5校取組んでいます。子どもへの啓発も含めて、今後取り組んでいく必要があると思っています。ようやく体制ができて、今後、連携して、一層進めていくことになるとご理解いただければと思います。

(市長) いろいろ御意見ありがとうございます。これがスタートということになりますので、継続的にどう定着させるかということ、方向を確認し、 一緒に取り組んでいければと思います。皆様からもご協力いただきたいと思います。

(2) 小規模校の魅力化について

(教務課長) 小規模校の魅力化に向けた取組みについて説明

(市長)まず、英会話のオンライン、また、タブレットの導入、久留米高専とのプログラミング教育ということで新しい取り組みを入れています。ただ、これをやったから特別に魅力化が一気に進むという話ではありませんので、基本的にはコミュニティスクールの取組も全校で始まっていることから、そういう環境の中で、それぞれの学校の特色を生かしていくというのは、基本中の基本であると考えています。

また、今後、新学習指導要領に向けた対応について考えますと、教科 担任制の話とか、小中連携の話も出てきていますから、これについても 遅れることなく、全市的に今後皆様に相談しながら進めていきたいと思 っています。

これをきっかけに地域が学校に目を向けてもらい、みんなで学校を盛り立てていきましょうというような機運となる機会と考えていただいた方がいいかと思います。もちろん、これ自体の効果も大変期待しておりますが、そういう考え方の中で、是非様々なかたちで地域を盛り立てていき、学校を盛り立ててもらいたいと思いますので、どうぞご理解をよろしくお願い致します。

意見 · 質問等

- (委員) 広報で見たが、財政が厳しくなってきたということですが大丈夫ですか。久留米高専との連携は100万円の補助があるようだが、それ以外も大丈夫ですか。
- (市長) 今回は試行的な部分もありますので、やるべきところはやる、見直しをするべきところは見直す、これをワンセットで考えています。 やるべき き意義がある事業かどうか皆様から御意見をいただきたいと思っています。
- (教育長) 小規模校の魅力化については、市長が言われたように、新学習要領の中にきちんと位置づけることと特色ある学校づくりの推進で、コミュニティスクールを全学校で行いますので、学校と連携して進めるということで取り組んでいきたいと考えています。御支援をよろしくお願い致します。

7. その他

意見・質問等 なし

小郡市総合教育会議設置要綱第7条第2項の規定により署名する。

令和元年 月 日

市長

教育長